

2021年度 品質管理レビューの概要 (資料編)

Quality Control Committee

2022

OVERVIEW SUPPLEMENT

●信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1. 品質管理レビュー制度等 | 2 |
| (1)品質管理レビュー及び審査会による検査の実施概要 | 2 |
| (2)通常レビューの実施状況及び実施結果の推移 | 3 |
| (3)主な項目ごとの改善勧告事項 | 6 |
| (4)改善勧告事項の発生状況 | 8 |
| (5)通常レビューの実施対象とした監査業務に関する情報 | 10 |
| (6)品質管理レビューに関連する実績情報 | 12 |
| (7)その他の活動状況 | 15 |
| 2. 上場会社監査事務所名簿等の状況 | 17 |
| (1)会計監査人の異動件数 | 17 |
| (2)会計監査人の異動理由 | 17 |
| (3)登録事務所の状況 | 19 |
| 3. その他の参考情報 | 20 |
| (1)会員及び監査事務所の地域会別所属状況 | 20 |
| (2)監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の調査結果の概要 | 21 |
| (3)品質管理レビュー制度に関連する規程の変更 | 23 |

1 品質管理レビュー制度等

(1) 品質管理レビュー及び審査会による検査の実施概要

品質管理レビューの実施事務所に対応する審査会の検査の実施状況は下表のとおりです。

| 当協会による品質管理レビューの実施概要 | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|
| 年度 ^(注) | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
| レビューアー数 | 39人 | 40人 | 40人 | 38人 |
| 通常レビュー実施事務所数 | 56事務所 | 84事務所 | 56事務所 | 76事務所 |

(注)品質管理レビューの実施年度は、毎年4月から翌年3月までです。



| 審査会による検査の実施概要 | | |
|-----------------|--------|--------|
| 品質管理レビュー実施年度+1年 | 2019年度 | 2020年度 |
| 検査官数 | 34人 | 33人 |
| 検査実施事務所数 | 8事務所 | 8事務所 |

(注1)検査の事務年度は、毎年7月から翌年6月までです。

(注2)2019年度、2020年度の検査実施事務所数は、3月31日までに着手したものを計上しています。

(注3)「2021年度品質管理レビューの概要(資料編)」作成時点では、「公認会計士・監査審査会の活動状況(令和3年度版)」は発行されていないため、審査会による検査の実施概要については2020年度までを記載しています。

(資料)「公認会計士・監査審査会の活動状況(令和2年度版)」(令和3年7月)より協作成

(2)通常レビューの実施状況及び実施結果の推移

過去10年間の通常レビュー実施監査事務所数及び品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所に対する通常レビューの実施結果は、それぞれ下図のように推移しています。

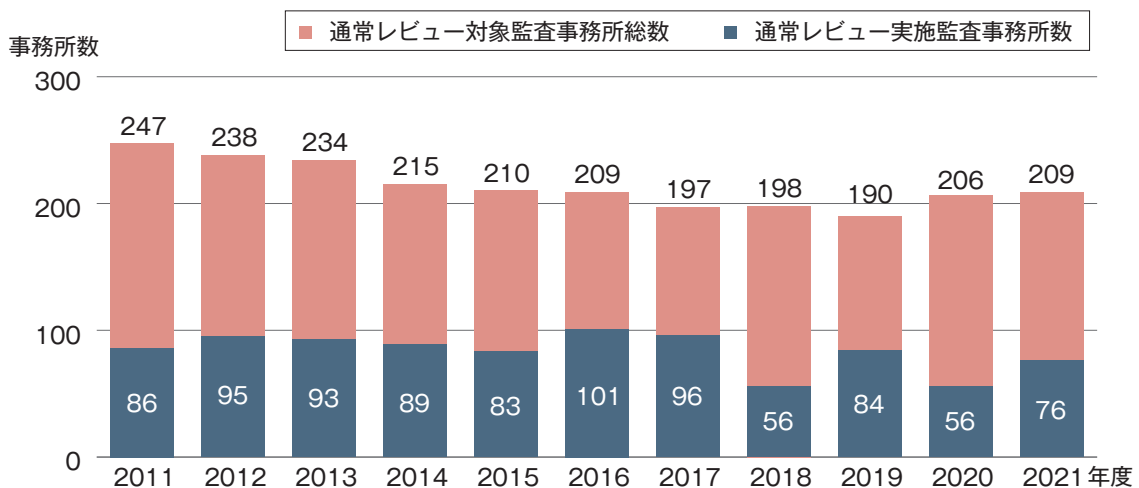
① 通常レビューの実施状況の推移

【通常レビュー実施監査事務所数の推移】

各年度の通常レビュー対象監査事務所総数及び通常レビュー実施監査事務所数の増減は、通常レビュー対象監査事務所の合併・解散、通常レビュー対象会社等の監査人の異動等による影響のほか、品質管理レビュー制度の改正による影響などが考えられます。例えば、2016年度には、前年度において限定事項付き結論が表明された監査事務所が20事務所と大幅に増加したことから、これらの事務所を継続して指導するため、2015年度に新設された機動レビューを28事務所に実施した結果、レビューを実施した監査事務所数が増加しました。また、2017年度には、個人事務所の通常レビュー対象会社等との監査契約が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査法人に変更となったこと等により、通常レビュー対象監査事務所総数が209事務所から197事務所へと減少しました。

2020年度には、新たに準登録事務所となった監査事務所及び一定規模以上の信用金庫等を新規受嘱した監査事務所が増加したことから、通常レビュー対象監査事務所総数は増加しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮するなど、一部の監査事務所について、レビューの実施頻度を伸ばしたため、通常レビューを実施した監査事務所数は、56事務所に減少しました。

2021年度においては、前年度においてレビューの実施頻度を伸ばした一部の監査事務所について、通常レビューを実施したため、例年並みの通常レビュー実施監査事務所数となりました。



(注)各年は4月1日現在における監査事務所数を表しています。

② 通常レビューの実施結果の推移

2012年度から2014年度にかけては、通常レビュー実施監査事務所の総数に占める「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合が10%前後で推移するとともに、監査の品質を十分に確保できた監査事務所とそれ以外の監査事務所との二極化の傾向が鮮明になりました。その背景には、リスク・アプローチの監査実務への適用が進み、また、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所が増えたことが考えられます。

2015年度においては、改正後の品質管理レビュー制度の適用により、通常レビューの対象となる監査業務(通常レビュー対象会社等)の範囲を拡大したことや監査リスクが高いと判断した個別の監査業務に対するレビューを重点的に実施したことのほか、当該年度の前後に会計監査をめぐる不祥事が相次いだことを受けて、通常レビューの実施や結論の表明に係る審議に当たり、より厳格かつ慎重な審議を行った結果、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が増加しました。

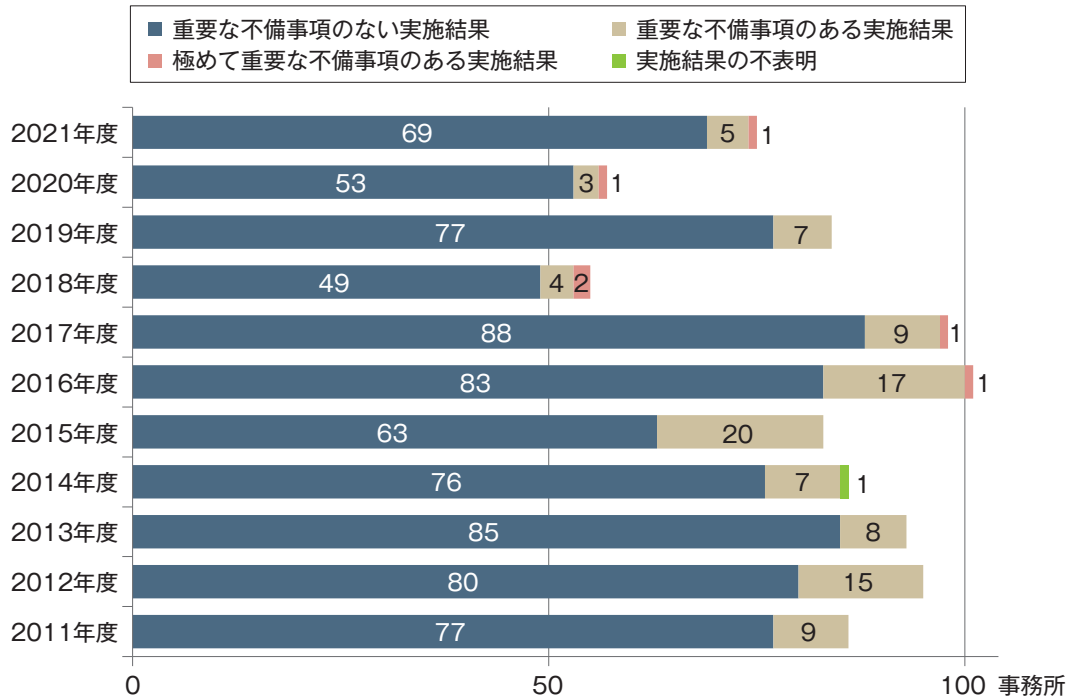
2016年度から2018年度にかけて、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合がそれぞれ前年度と比較して減少しました。これは、2016年度に実施した機動レビュー等の実施を通じて監査事務所の監査品質の改善が進んだこと、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が通常レビューの対象から外れたことによるものです。

2019年度においては、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の数は、通常レビューを実施した監査事務所が多かったこともあり、前年度と比較して増加した一方、2020年度においては、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所の数は、通常レビューを実施した監査事務所が少なかったこともあり、前年と比較して減少しましたが、いずれも割合は例年並みとなりました。

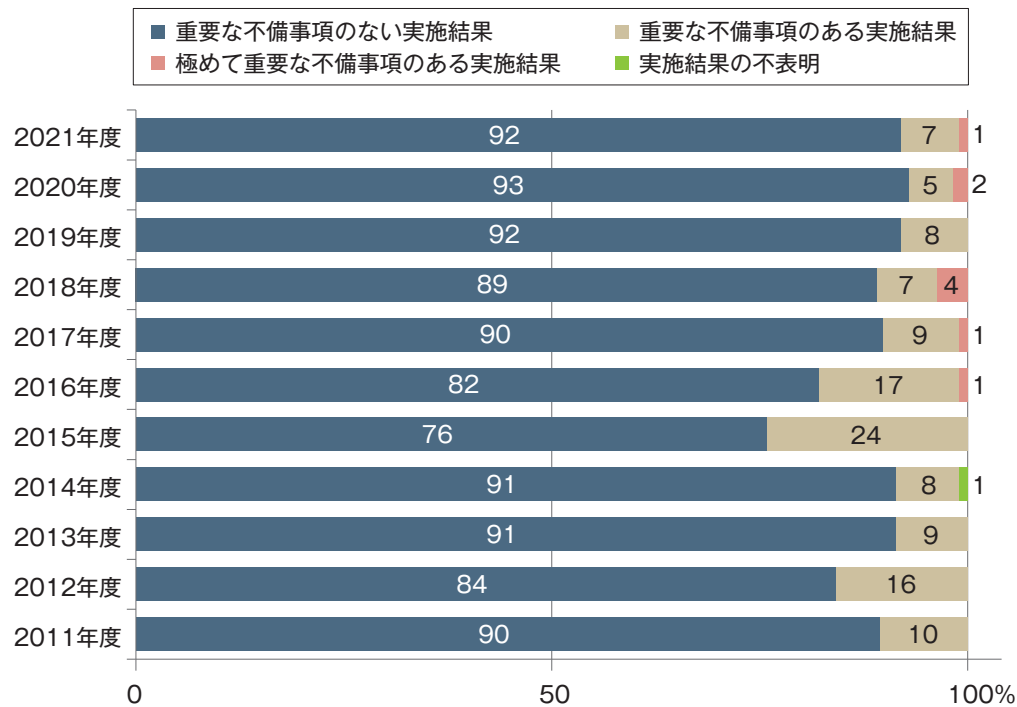
2021年度においては、前年と比較し、通常レビュー実施監査事務所が増加したことに伴い、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所の数も増加しましたが、いずれも割合は例年並みとなりました。

なお、通常レビューを開始した年度内に品質管理レビュー報告書を承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、通常レビュー実施監査事務所数と通常レビューの実施結果ごとのレビュー報告書交付監査事務所の総数が一致しない場合があります。

【通常レビューの実施結果ごとの各年度のレビュー報告書交付監査事務所数】



【通常レビューの実施結果ごとの各年度のレビュー報告書交付監査事務所の割合】



(注)2019年度以前の「重要な不備事項のない実施結果」、「重要な不備事項のある実施結果」、「極めて重要な不備事項のある実施結果」については、それぞれ「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」を記載しています。なお、「重要な不備事項のある実施結果」には、「極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付き結論」を含めています。

(3)主な項目ごとの改善勧告事項

① 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューにおける主な項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数は下表のとおりです。

(単位：事務所)

| 改善勧告事項 | 2020年度 | | | 2021年度 | | | |
|---|--------------------------------------|-----------|------------|----------|-----------|------------|----------|
| | 登録事務所 | その他の監査事務所 | 合計 (注1) | 登録事務所 | その他の監査事務所 | 合計 (注1) | |
| 監査事務所の品質管理のシステム | 品質管理の全般的体制★ | 3 | 2 | 5(9%) | 10 | 3 | 13(17%) |
| | 監査調書の整理及び管理・保存★ | 3 | 1 | 4(7%) | 9 | 3 | 12(16%) |
| | 品質管理のシステムの監視 | - | 4 | 4(7%) | 5 | 2 | 7(9%) |
| | 職業倫理及び独立性★ | 2 | 3 | 5(9%) | 4 | 2 | 6(8%) |
| | 審査 | - | 3 | 3(5%) | 3 | 2 | 5(7%) |
| | 指示と監督及び監査調書の査閲 | 1 | - | 1(2%) | 5 | - | 5(7%) |
| | 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任★ | 3 | - | 3(5%) | 2 | 1 | 3(4%) |
| 監査業務の品質管理 | 会計上の見積りの監査★ | 22 | 5 | 27(47%) | 33 | 17 | 50(67%) |
| | 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)★ | 12 | 9 | 21(37%) | 27 | 8 | 35(47%) |
| | 実証手続の立案及び実施 | 11 | 2 | 13(23%) | 17 | 9 | 26(35%) |
| | 仕訳テスト★ | 11 | 5 | 16(28%) | 20 | 5 | 25(33%) |
| | 監査証拠 | 20 | 7 | 27(47%) | 15 | 10 | 25(33%) |
| | 監査調書の整理及び管理・保存 | 8 | 3 | 11(19%) | 10 | 4 | 14(19%) |
| | 内部統制★ | 11 | 2 | 13(23%) | 12 | 2 | 14(19%) |
| | 企業及び企業環境の理解 | 7 | 1 | 8(14%) | 8 | 5 | 13(17%) |
| | 監査サンプリング | 9 | 2 | 11(19%) | 9 | 3 | 12(16%) |
| | グループ監査の手続★ | 6 | - | 6(11%) | 9 | 3 | 12(16%) |
| 財務諸表の表示及び開示★ | 4 | 3 | 7(12%) | 7 | 2 | 9(12%) | |
| 改善勧告書交付監査事務所数 ^(注2) | 39 | 17 | 56(98%) | 50 | 23 | 73(97%) | |
| 【参考】 レビュー報告書交付監査事務所数 ^(注3) | 40 | 17 | 57(100%) | 51 | 24 | 75(100%) | |

(注1)表中の()は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合です。

(注2)監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しません。

(注3)監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがあります。

(注4)改善勧告事項のうち、重点的実施項目を含む事項については表中に★を付しています。

② 重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所の改善勧告事項

通常レビューにおいて、重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所が受けた改善勧告事項について、主な項目ごとに集計した監査事務所数は、下表のとおりです。

(単位：事務所)

| 改善勧告事項 | 2020年度 | | | 2021年度 | | |
|--------------------------------------|--------|-----------|------|--------|-----------|------|
| | 登録事務所 | その他の監査事務所 | 合計 | 登録事務所 | その他の監査事務所 | 合計 |
| 重要な不備事項等のある実施結果の監査事務所数 | 1 | 3 | 4 | 4 | 2 | 6 |
| うち監査事務所の品質管理のシステムに関する事項 | 1 | 3 | 4 | 4 | 2 | 6 |
| 品質管理の全般的体制★ | － | 2(2) | 2(2) | 4(4) | 1(1) | 5(5) |
| 審査 | － | 3(2) | 3(2) | 1(1) | 2(1) | 3(2) |
| 契約の新規の締結及び更新★ | － | 1(1) | 1(1) | 1(1) | 2(1) | 3(2) |
| 職業倫理及び独立性★ | － | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 監査調書の整理及び管理・保存★ | － | 1(1) | 1(1) | 1 | 1(1) | 2(1) |
| その他の業務の実施 | － | 1(1) | 1(1) | － | 1(1) | 1(1) |
| 監査事務所間の引継 | － | 1 | 1 | － | 1(1) | 1(1) |
| 指示と監督及び監査調書の査閲 | 1(1) | － | 1(1) | 1(1) | － | 1(1) |
| うち監査業務の品質管理に関する事項 | 1 | 3 | 4 | 4 | 2 | 6 |
| 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)★ | 1 | 2(1) | 3(1) | 3(2) | 2 | 5(2) |
| 監査証拠 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 5 |
| 会計上の見積りの監査★ | 1(1) | 3(3) | 4(4) | 3(3) | 1(1) | 4(4) |
| 仕訳テスト★ | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 4 |
| 企業及び企業環境の理解 | 1 | － | 1 | 2 | 2 | 4 |
| 実証手続の立案及び実施 | － | － | － | 1 | 2(1) | 3(1) |
| 監査の基本的な方針 | 1 | － | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 監査結果の取りまとめ | － | － | － | 1 | 1 | 2 |
| グループ監査の手続★ | － | － | － | 1 | 1 | 2 |
| 監査事務所間の引継 | － | － | － | 1 | 1(1) | 2(1) |
| 関連当事者 | － | 1 | 1 | 1(1) | 1 | 2(1) |
| 内部統制★ | － | － | － | － | 2 | 2 |

(注1)監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「重要な不備事項等のある実施結果の監査事務所数」、「監査事務所の品質管理のシステムに関する事項」又は「監査業務の品質管理に関する事項」の数とは一致しません。

(注2)表中の()は「重要な不備事項等のある実施結果」の原因となった改善勧告事項の項目ごとの監査事務所数です。

(注3)改善勧告事項のうち、重点的実施項目を含む事項については表中に★を付しています。

(4)改善勧告事項の発生状況

「監査事務所の品質管理のシステム」及び「監査業務の品質管理」に関連する改善勧告事項は、下表のとおりです。

① 監査事務所の品質管理のシステム

【改善勧告事項の発生状況(監査事務所の品質管理のシステム)】

| レビューの結果 | 登録事務所 | レビュー報告書 交付事務所数 (A) | 改善勧告 事項数 (B) | 1事務所 当たり平均数(B/A) | |
|--|------------------|--------------------------|--------------------|---------------------|----------|
| 重要な 実施結果 の不備 事項の ない 監査 事務所 | 大手・準大手 | 4(3) | -(-) | -(-) | |
| | 大手・ 準大手 以外 | 10社以上 | 8(5) | 7(1) | 0.9(0.2) |
| | | 5~9社 | 9(8) | 15(7) | 1.7(0.9) |
| | | 2~4社 | 16(9) | 7(2) | 0.4(0.2) |
| | | 2社未満 | 10(14) | 9(6) | 0.9(0.4) |
| | 小計① | 47(39) | 38(16) | 0.8(0.4) | |
| | その他の監査事務所② | 22(14) | 11(9) | 0.5(0.6) | |
| | 計(①+②) | 69(53) | 49(25) | 0.7(0.5) | |
| 重要な不備事項等のある実施結果の 監査事務所 | | 6(4) | 20(14) | 3.3(3.5) | |
| 合計 | | 75(57) | 69(39) | 0.9(0.7) | |

(注)()内には2020年度の数値を記載しています。

② 監査業務の品質管理

【改善勧告事項の発生状況(監査業務の品質管理)】

| レビューの結果 | 登録事務所 | レビュー 報告書交付 事務所数 | 選定 業務数 (A) | 改善勧告 事項数 (B) | 1業務 当たり平均数 (B/A) | 改善勧告事 項が生じた 業務数 | |
|---------------------------|----------------|-----------------------|------------------|--------------------|------------------------|-----------------------|--------|
| 重要な不備事項のない 実施結果の監査事務所 | 大手・準大手 | 4(3) | 50(45) | 40(33) | 0.8(0.7) | 23(16) | |
| | 大手・準大手 以外 | 10社以上 | 8(5) | 36(29) | 45(54) | 1.3(1.9) | 23(17) |
| | | 5~9社 | 9(8) | 22(20) | 45(51) | 2.0(2.6) | 17(18) |
| | | 2~4社 | 16(9) | 26(15) | 77(28) | 3.0(1.9) | 21(12) |
| | | 2社未満 | 10(14) | 12(19) | 76(56) | 6.3(2.9) | 12(17) |
| | 小計① | 47(39) | 146(128) | 283(222) | 1.9(1.7) | 96(80) | |
| | その他の 監査事務所② | 22(14) | 24(15) | 69(46) | 2.9(3.1) | 22(13) | |
| 計(①+②) | 69(53) | 170(143) | 352(268) | 2.1(1.9) | 118(93) | | |
| 重要な不備事項等のある 実施結果の監査事務所 | | 6(4) | 12(5) | 101(31) | 8.4(6.2) | 12(5) | |
| 合計 | | 75(57) | 182(148) | 453(299) | 2.5(2.0) | 130(98) | |

(注)()内には2020年度の数値を記載しています。

【選定した監査業務における改善勧告事項数ごとの内訳】

| レビューの結果 | 登録事務所 | レビュー 報告書 交付 事務所数 | 選定 業務数 (A) | (A)について改善勧告事項数ごとの内訳(業務数) | | | | | | | |
|---------------------------|----------------|---------------------------|------------------|--------------------------|----------|----------|----------|---------|----------|------------|---------|
| | | | | 改善勧告事項数 | | | | | | | |
| | | | | 0件 | 1件 | 2件 | 3件 | 4件 | 5件~ | 計 | |
| 重要な不備事項のない 実施結果の監査事務所 | 大手・準大手 | 4(3) | 50(45) | 27(29) | 12(8) | 6(4) | 4(3) | 1(0) | 0(1) | 50(45) | |
| | 大手・準大手 以外 | 10社以上 | 8(5) | 36(29) | 13(12) | 11(3) | 6(5) | 3(8) | 2(0) | 1(1) | 36(29) |
| | | 5~9社 | 9(8) | 22(20) | 5(2) | 6(5) | 4(7) | 2(3) | 1(0) | 4(3) | 22(20) |
| | | 2~4社 | 16(9) | 26(15) | 5(3) | 2(5) | 4(2) | 5(3) | 5(1) | 5(1) | 26(15) |
| | | 2社未満 | 10(14) | 12(19) | 0(2) | 0(6) | 1(3) | 1(1) | 2(4) | 8(3) | 12(19) |
| | 小計① | 47(39) | 146(128) | 50(48) | 31(27) | 21(21) | 15(18) | 11(5) | 18(9) | 146(128) | |
| | その他の 監査事務所② | 22(14) | 24(15) | 1(2) | 3(0) | 5(4) | 5(4) | 9(3) | 1(2) | 24(15) | |
| 計(①+②) | 69(53) | 170(143) | 51(50) | 34(27) | 26(25) | 20(22) | 20(8) | 19(11) | 170(143) | | |
| 重要な不備事項等のある 実施結果の監査事務所 | | 6(4) | 12(5) | 0(0) | 0(0) | 3(1) | 1(0) | 2(1) | 6(3) | 12(5) | |
| 合計 | | 75(57) | 182(148) | 51(50) | 34(27) | 29(26) | 21(22) | 22(9) | 25(14) | 182(148) | |
| | | | 割合 | 28%(34%) | 19%(18%) | 16%(18%) | 12%(15%) | 12%(6%) | 13%(9%) | 100%(100%) | |

(注)()内には2020年度の数値を記載しています。

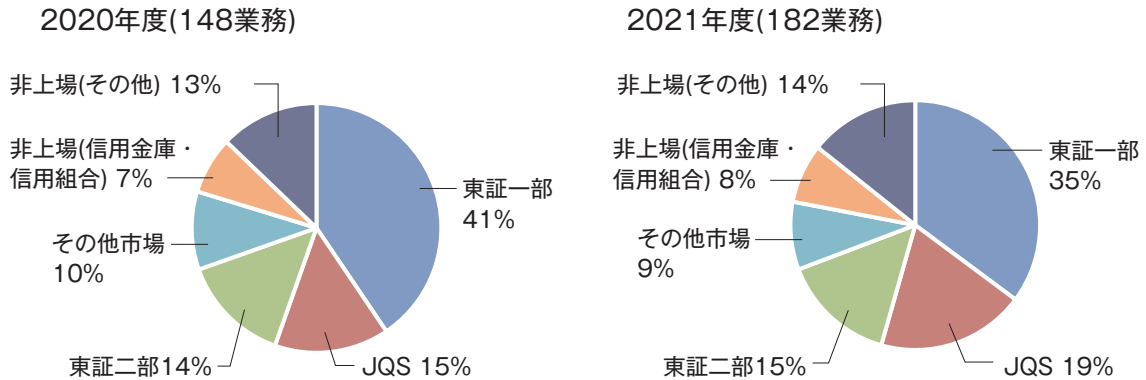
(参考)例えば、上場会社監査数10社以上の大手・準大手以外の監査事務所では、選定した監査業務36業務のうち改善勧告事項が0件だった業務が13業務あり、改善勧告事項が1件だった業務が11業務あることを表しています。

(5)通常レビューの実施対象とした監査業務に関する情報

① 通常レビューの実施対象とした監査業務の市場、産業、決算期ごとの割合

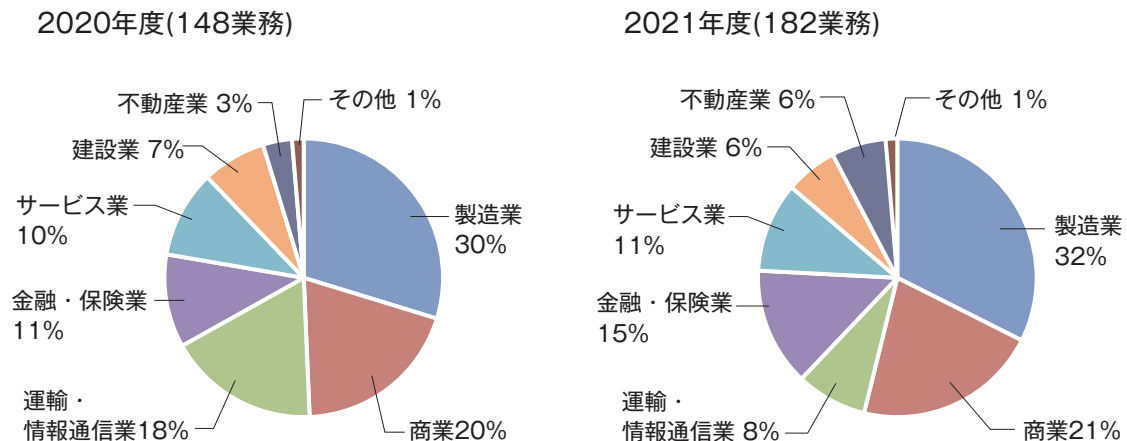
通常レビューにおいて実施対象とした監査業務の市場、産業、決算期ごとの割合は、以下のとおりです。

【レビュー対象監査業務の市場ごとの割合】



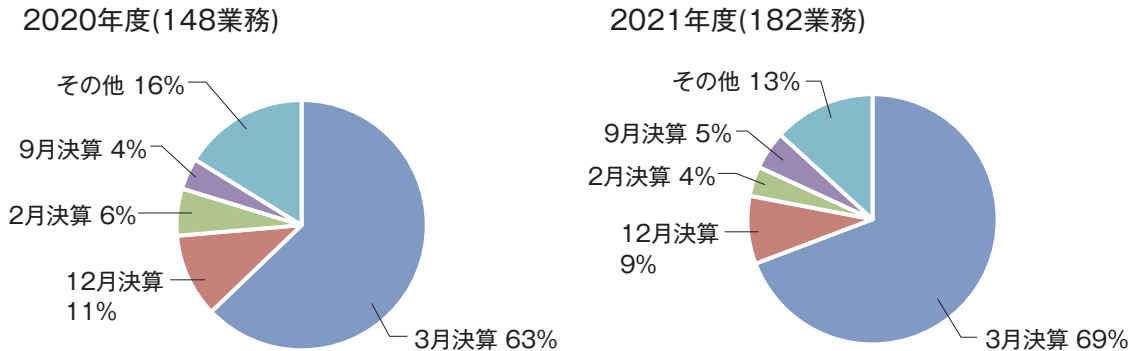
(注)2022年4月4日以降、東京証券取引所の市場区分が変更されていますが、2020年度は「2020年3月末日」、2021年度は「2021年3月末日」時点の割合を記載しており、従前の市場区分で表しています。また、監査対象会社が複数の市場に上場している場合には、代表的な市場(東証一部等)に含めています。

【レビュー対象監査業務の産業ごとの割合】



(注)金融商品取引法が適用される監査対象会社については、金融庁EDINETの業種分類によっています。それ以外の監査対象会社については、同業種分類で最もあてはまる業種に分類しています。

【レビュー対象監査業務の決算期ごとの割合】



(注)「その他」には、3月、12月、2月、9月決算以外の全ての月の決算が含まれています。

② 市場に対する選定業務の割合

過去3年間にレビューを実施した監査事務所の選定業務に係る監査対象会社の株式時価総額が、全上場会社の株式時価総額に占める割合は下表のとおりです。

| | 選定業務に係る時価総額比率 | | |
|----------|---------------|--------|--------|
| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
| 大手監査法人 | 2.7% | 4.0% | 1.4% |
| 大手監査法人以外 | 1.0% | 0.7% | 0.4% |
| 合計 | 3.7% | 4.7% | 1.8% |

(注)選定業務に係る時価総額比率は、2019年度は「2019年3月末日」、2020年度は「2020年3月末日」、2021年度は「2021年3月末日」における各社の時価総額に基づき集計しています。

③ 監査事務所の規模別選定数の割合

通常レビューを実施した監査事務所の規模別における上場会社数に対する選定数の割合は下表のとおりです。

| | | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 大手監査法人 | 上場会社数 | 871 | 1,793 | 887 |
| | 選定数 | 29 | 37 | 27 |
| | 選定割合 | 3.3% | 2.1% | 3.0% |
| 大手監査法人以外 | 上場会社数 | 371 | 237 | 626 |
| | 選定数 | 111 | 74 | 120 |
| | 選定割合 | 29.9% | 31.2% | 19.2% |
| 合計 | 上場会社数 | 1,242 | 2,030 | 1,513 |
| | 選定数 | 140 | 111 | 147 |
| | 選定割合 | 11.3% | 5.5% | 9.7% |

(6)品質管理レビューに関連する実績情報**① レビュー時間**

2021年度は、オフサイト・モニタリングにも引き続き重点をおいて、事前の詳細分析等に注力したことにより、レビュー業務総時間に対して監査事務所直接業務時間の割合が微増しています。なお、2019年度以降のレビュー業務総時間、監査事務所直接業務時間等は、下表のとおりです。

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|----------------|----------|----------|---------|
| 監査事務所直接業務時間 | 39,995 | 40,103 | 41,425 |
| (うち大手監査法人) | (11,920) | (11,750) | (9,342) |
| (大手監査法人選定事務所数) | (2) | (2) | (2) |
| レビュー業務総時間 | 74,350 | 75,146 | 74,773 |
| レビューアー人数 | 40人 | 40人 | 38人 |

(注)監査事務所直接業務時間とは、レビューアーの業務時間のうち関連する監査事務所に直接紐付けすることが可能な業務時間であり、事前の準備等に要した時間も含まれます。

② 監査事務所の規模別通常レビュー時間

監査事務所の規模別の通常レビュー時間は下表のとおりです。

| | | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-------------|----------------|--------|--------|--------|
| 大手 監査法人 | レビュー時間 | 10,549 | 11,702 | 9,313 |
| | 通常レビュー事務所数 | 2 | 2 | 2 |
| | 1事務所当たりのレビュー時間 | 5,274 | 5,851 | 4,656 |
| 準大手 監査法人 | レビュー時間 | 3,136 | 2,015 | 4,755 |
| | 通常レビュー事務所数 | 2 | 1 | 2 |
| | 1事務所当たりのレビュー時間 | 1,568 | 2,015 | 2,377 |
| その他 | レビュー時間 | 18,777 | 15,889 | 19,531 |
| | 通常レビュー事務所数 | 80 | 53 | 72 |
| | 1事務所当たりのレビュー時間 | 235 | 299 | 271 |

③ オフサイト・モニタリング時間

監査リスクに注力した品質管理レビューの実施を徹底するため、オフサイト・モニタリングの機能を強化して事前の詳細分析等に注力しています。監査事務所及び被監査会社のモニタリングに要した時間は下表のとおりです。

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| モニタリング時間 | 1,754 | 2,408 | 2,412 |

④ レビューアーの研修時間

レビューアーに求められるスキルをレビューアーの職位・経験年次に沿って明確にした上で、レビューアーに求められる能力を向上させる研修プログラムを継続して実施しています。特に、監査事務所の業務管理体制等をより深く理解する必要性、改善勧告事項となった根本的な原因の分析を踏まえた指導の重要性を周知することなどにより、レビューアーの能力の更なる向上に努めています。レビューアーが受講した年間研修時間は下表のとおりです。

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 研修時間 | 103 | 112 | 129 |

⑤ レビューアーの経験年数

レビューアーの人数、監査経験年数は下表のとおりです。

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|---------|--------|
| 人数 | 40人 | 40人 | 38人 |
| 監査経験年数 | 20年9か月 | 20年10か月 | 21年3か月 |

⑥ 品質管理委員会及び品質管理審査部会の審査状況

各年度の品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、5月から翌年4月までに開催した品質管理委員会において決議したものを各年度分として取り扱っています。各年度における審議事項数、協議事項数、報告事項数は下表のとおりです。2019年度以降は、審議に諮るまでのプロセスの充実を図るため、事前に協議を重ねた上で審議しています。

| | 2018年度 (2018.5~2019.4) | 2019年度 (2019.5~2020.4) | 2020年度 (2020.5~2021.4) | 2021年度 (2021.5~2022.4) |
|-------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 開催回数 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 審議事項数 | 65 | 71 | 67 | 66 |
| 協議事項数 | 1 | 11 | 15 | 6 |
| 報告事項数 | 64 | 60 | 59 | 64 |

また、品質管理審査部会による審査の状況は下表のとおりです。

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 事前相談(レビュー計画) | 38件 | 91件 | 91件 |
| 事前相談(レビューの実施結果) | 56件 | 35件 | 61件 |
| レビュー報告書案 | 127件 | 98件 | 108件 |
| 改善計画書案 | 82件 | 5件 | 15件 |
| 準登録審査 | － | 17件 | 19件 |
| 合計 | 303件 | 246件 | 294件 |

2020年度はレビュー制度の改正に伴い改善計画書の作成が必要となる案件が減少したことから改善計画書に関する審査件数は大幅に減少した一方、レビュー制度改正の初年度であることから、従来以上に各監査事務所のレビュー計画を慎重に策定したため、レビュー計画に関する審査件数は増加しました。また、2020年度からは準登録事務所名簿への登録に関しても品質管理審査部会において審査を実施しています。2021年度は、通常レビュー実施監査事務所が増加したことに伴い、審査件数が全体的に増加しており、特に、レビュー報告書案を審査する前に、レビューの実施結果に係る品質管理審査部会への事前相談の審査件数が増加しています。

そのほか2020年度及び2021年度において品質管理実施状況の調査を行った監査事務所に係る審査も実施しています(上表には含めていません)。

(7)その他の活動状況

① 品質管理レビューに関するアンケート調査

品質管理レビューに関するアンケート調査について、調査結果の評価を行い、通常レビュー計画における施策を検討する際に参考としています。

2020年度のアンケート調査の結果、以下のようなコメントがありました。

- ・改善計画書の作成が不要となり負担軽減に繋がっている
- ・中小法人にとって3年に1回の通常レビューは負担が大きい
- ・レビューアとのディスカッションは有益

2021年度も品質管理レビューに関するアンケート調査を行っており、今後の品質管理レビューの実施・運営の改善の参考にしていきます。

② 品質管理レビュー説明会兼意見交換会の開催

2021年度品質管理レビューの実施に先立ち、2021年6月に、134監査事務所から243名の参加を受け、以下に関する事項のオンラインによる品質管理レビュー説明会兼意見交換会を開催しました。

- ・2020年度レビュー結果の概要
- ・2021年度のレビュー方針
- ・2020年度改正 改善状況の確認
- ・監査事務所アンケート
- ・オフサイト・モニタリング時の提出資料
- ・意見交換

このうち意見交換においては、レビュー制度改正、オフサイト・モニタリング、審査会との連携に係る事項などについて、質疑応答及び意見交換を実施しました。

③ 「品質管理実施状況の報告書」の検討及び個別相談会の開催

通常レビュー対象会社と監査契約を締結しているものの、過去5年以内に品質管理レビューを受けていない監査事務所の品質管理の状況を把握するため、「品質管理実施状況の報告書」の提出を求めました。

また、併せて提出を求めている「品質管理のシステムに関する質問書(QCQ306)」への回答内容を分析・検討した上で、「品質管理実施状況の報告書」の内容を確認しました。

2021年度に「品質管理実施状況の報告書」の内容を確認した監査事務所は21監査事務所であり、このうち希望した18監査事務所に対して、品質管理レビューに関する個別相談会を各々開催し、監査の品質管理に関する指導を実施しました。

④ 品質管理レビュー制度等の社会への積極的な周知活動

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動として、以下を実施しました。

- ・ 品質管理レビュー制度等の概要及び運用状況を取りまとめた冊子「2020年度 品質管理レビューの概要」(本編)、「同」(資料編)及び品質管理レビューにおいて、比較的多く発見された改善勧告事項の事例について取りまとめた「2020年度 品質管理レビュー事例解説集」の配付並びに当協会ウェブサイトでの発信、「品質管理レビュー制度等の解説」の当協会ウェブサイトでの発信
- ・ 「月刊監査役」(2021年9月号)への品質管理レビュー制度に関する寄稿(表題「日本公認会計士協会における2020年度品質管理レビューの実施状況」)
- ・ 公益社団法人日本監査役協会主催の講演会における「品質管理レビュー制度の概要及び改善勧告事例」をテーマとした講演の実施(2022年2月動画収録)

⑤ 2020年度の品質管理レビュー実施結果及び2021年度の品質管理レビュー方針の会員への積極的な周知活動

2020年度の品質管理レビューの結果及び 2021年度の品質管理レビュー方針の会員への周知活動として、以下を実施しました。

- ・ 夏季全国研修会(2021年8月)
 - － 2020年度の品質管理レビューの結果と2021年度の品質管理レビュー方針
 - － 監査の品質管理の実務(事例解説集による改善勧告事項事例の説明)
- ・ 秋季全国研修会(2021年10月)
 - － 監査の品質管理の実務(事例解説集による改善勧告事項事例の説明)
- ・ 冬季全国研修会(2021年12月)
 - － 監査の品質管理の実務(事例解説集による改善勧告事項事例の説明)
- ・ 春季全国研修会(2022年2月)
 - － 監査の品質管理の実務(金融機関に係る改善勧告事項事例の説明及び事例解説集による改善勧告事項事例の説明)

2 上場会社監査事務所名簿等の状況

当協会は、金融商品取引法等に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるように、具体的な異動理由を把握するとともに、品質管理レビューの実施過程において監査事務所と意見交換を行っています。

(1) 会計監査人の異動件数

2021年4月1日から2022年3月31日までの期間の、金融商品取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示(以下「適時開示」といいます。)から当協会が把握した会計監査人の異動は236件になります。前任監査人及び後任監査人の監査事務所の規模別の会計監査人の異動状況は、下表のとおりです。

【会計監査人の異動状況】

| | | 後任監査人 | | |
|---------------|----------|--------|----------|------|
| | | 大手監査法人 | 大手監査法人以外 | 合計 |
| 前任 監査 人 | 大手監査法人 | 25件 | 141件 | 166件 |
| | 大手監査法人以外 | 3件 | 67件 | 70件 |
| | 合計 | 28件 | 208件 | 236件 |

236件の会計監査人の異動のうち、大手監査法人が前任監査人であった件数は166件と全体の過半数を占めていますが、その一方で、大手監査法人が後任監査人となった件数は28件となりました。

(2) 会計監査人の異動理由

会計監査人の異動理由には、例えば、会計処理に関して被監査会社と会計監査人との意見の不一致が原因の場合等、株主や投資家にとって極めて重要な情報もあるため、金融商品取引法に基づく臨時報告書、金融商品取引所の適時開示制度などにより、会計監査人の異動理由を開示することとされています。当協会においても、会計監査人の異動理由の開示の充実に向けて、登録事務所が当協会へ提出している「登録事務所概要書変更事項届出書」(以下「届出書」といいます。)に具体的な異動理由の記載を求め、その内容を適時に把握しています。

2021年4月1日から2022年3月31日までに生じた会計監査人の異動のうち、2022年4月30日までに前任監査人及び後任監査人から届出書の提出があった155件の会計監査人の異動について、その理由を集計すると、下表のとおりです。

【届出書に記載された会計監査人の異動理由】

| 会計監査人の異動理由(複数選択可) | 回答件数 | |
|--------------------------|-----------|-----------|
| | 前任監査人 | 後任監査人 |
| (1) 連結グループでの監査人統一 | 8 (11) | 10 (10) |
| (2) 海外展開のため国際的ファームへ交代 | 2 (1) | 7 (3) |
| (3) 監査人の対応の適時性や人員への不満 | 2 (0) | 40 (39) |
| (4) 監査報酬 | 101 (60) | 96 (54) |
| (5) 継続監査期間 | 56 (37) | 54 (41) |
| (6) 監査期間中に直面した困難な状況 | 1 (0) | 0 (0) |
| (7) 会計・監査上の見解相違 | 3 (1) | 1 (0) |
| (8) 会計不祥事の発生 | 2 (5) | 4 (2) |
| (9) 企業環境の変化等による監査リスクの高まり | 6 (5) | 1 (2) |
| (10) その他 | 14 (13) | 15 (12) |
| 合計 | 195 (133) | 228 (163) |

(注1)会計監査人の異動理由は複数選択することができるため、届出書提出件数155件と上記の回答件数の合計とは一致しません。

(注2)()内には2020年度の数値を記載しています。

回答件数を見ると、前任監査人及び後任監査人ともに異動理由として「監査報酬」を最も多く挙げており、これに次いで「継続監査期間」を挙げています。なお、後任監査人は、「監査人の対応の適時性や人員への不満」も「継続監査期間」と同程度を異動理由として挙げており、前任監査人及び後任監査人の回答件数が最も大きく乖離しています。

また、適時開示においては、上記155件の異動のうち147件で「任期満了」を理由としており、最も多く挙げていますが、単に「任期満了」のみを挙げているケースは1件であり、「任期満了」に加えてその他の異動理由も併記されているケースが多く見受けられます。このような状況は、金融庁に設置された「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」が2019年1月に公表した報告書において、任期満了以外の実質的な交代理由の開示を求めたこと等が背景にあるものと考えられます。併記されているその他の異動理由としては、「継続監査期間」の長期化や「監査報酬」の増額を挙げているものが多く、前任監査人及び後任監査人の多くが挙げている異動理由と同様となっています。

また、2021年度における期中交代は5件であり、その主な理由は、前任監査人が被監査会社との監査契約の継続を困難と判断したためです。なお、期中交代している前任監査人及び後任監査人のうち6件については、2021年度通常レビューの対象としています。

(3)登録事務所の状況

登録事務所の概況は、以下のとおりです。

① 上場会社監査数に基づく内訳

上場会社監査数を基にした監査事務所の内訳は、下表のとおりです。

(2022年3月31日現在)

| 上場会社監査数 | 事務所数 | 構成比 | 上場会社監査数合計 | 構成比 |
|---------------------|--------|--------|-----------|--------|
| 100社以上 | 5事務所 | 3.5% | 2,816社 | 72.0% |
| 20～99社 | 11事務所 | 7.8% | 533社 | 13.6% |
| 10～19社 | 17事務所 | 12.0% | 217社 | 5.6% |
| 5～9社 ^(注) | 28事務所 | 19.7% | 179社 | 4.6% |
| 2～4社 ^(注) | 48事務所 | 33.8% | 136社 | 3.4% |
| 2社未満 ^(注) | 33事務所 | 23.2% | 29社 | 0.8% |
| 合計 | 142事務所 | 100.0% | 3,910社 | 100.0% |

(注)上場会社監査数が9社以下となっている109監査事務所のうち準登録事務所は16監査事務所であり、上場会社344社のうち29社を監査しています。

② 所属公認会計士等(公認会計士以外のその他の監査実施者を含みます。)の数に基づく内訳

監査事務所に所属している公認会計士等の数(常勤者及び非常勤者の合計)を基にした監査事務所の内訳は、下表のとおりです。

(2022年3月31日現在)

| 所属公認会計士等の数 | 事務所数 | 構成比 | 所属公認会計士等の数合計 | 構成比 |
|------------|--------|--------|--------------|--------|
| 1,000人以上 | 5事務所 | 3.5% | 21,136人 | 79.3% |
| 100～999人 | 10事務所 | 7.1% | 2,099人 | 7.9% |
| 20～99人 | 77事務所 | 54.2% | 2,892人 | 10.9% |
| 20人未満 | 50事務所 | 35.2% | 520人 | 1.9% |
| 合計 | 142事務所 | 100.0% | 26,647人 | 100.0% |

3 その他の参考情報

(1) 会員及び監査事務所の地域会別所属状況

当協会の2022年3月31日現在の会員数は、公認会計士及び外国公認会計士33,217人、監査法人273事務所となっています。当協会には16の地域会がありますが、そのうち会員数が最も多い地域会は、会員の過半数が所属する東京会であり、近畿会、東海会がこれに続きます。当協会の会員のうち、通常レビューの対象となる監査事務所数は216事務所(公認会計士64事務所、監査法人152事務所)ですが、その過半数は東京会に所属しており、近畿会、東海会がこれに続く状況は会員の所属状況と同様です。

【会員及び監査事務所の地域会別所属状況】

| 地域会 | 公認会計士 (外国公認会計士を含む) | | 監査法人 | | 会員計(公認会計士+監査法人) | | | |
|------|-----------------------|----------------------------|-------|------------------------------|-----------------|-------|---------------------|-------|
| | (人) | うち 通常レビュー の対象 (人) | (事務所) | うち 通常レビュー の対象 (事務所) | | (%) | うち 通常レビュー の対象 | (%) |
| 北海道 | 384 | 1 | 6 | 4 | 390 | (1) | 5 | (2) |
| 東北 | 433 | 11 | 3 | 1 | 436 | (1) | 12 | (6) |
| 埼玉 | 816 | 0 | 0 | 0 | 816 | (2) | 0 | (0) |
| 千葉 | 803 | 2 | 1 | 0 | 804 | (2) | 2 | (1) |
| 東京 | 19,496 | 30 | 178 | 98 | 19,674 | (59) | 128 | (59) |
| 神奈川県 | 1,672 | 2 | 3 | 2 | 1,675 | (5) | 4 | (2) |
| 東海 | 2,162 | 6 | 14 | 9 | 2,176 | (7) | 15 | (7) |
| 北陸 | 303 | 1 | 1 | 0 | 304 | (1) | 1 | (1) |
| 京滋 | 714 | 0 | 9 | 8 | 723 | (2) | 8 | (3) |
| 近畿 | 3,710 | 6 | 35 | 16 | 3,745 | (11) | 22 | (11) |
| 兵庫 | 847 | 0 | 4 | 2 | 851 | (3) | 2 | (1) |
| 中国 | 496 | 0 | 5 | 3 | 501 | (2) | 3 | (1) |
| 四国 | 242 | 0 | 5 | 3 | 247 | (1) | 3 | (1) |
| 北部九州 | 826 | 4 | 5 | 2 | 831 | (2) | 6 | (2) |
| 南九州 | 223 | 1 | 3 | 3 | 226 | (1) | 4 | (2) |
| 沖縄 | 90 | 0 | 1 | 1 | 91 | (0) | 1 | (1) |
| 合計 | 33,217 | 64 | 273 | 152 | 33,490 | (100) | 216 | (100) |

(注)公認会計士(外国公認会計士を含む)のうち監査法人勤務者数は13,685人です。
共同事務所数は公認会計士数に含めています。

(2) 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の調査結果の概要

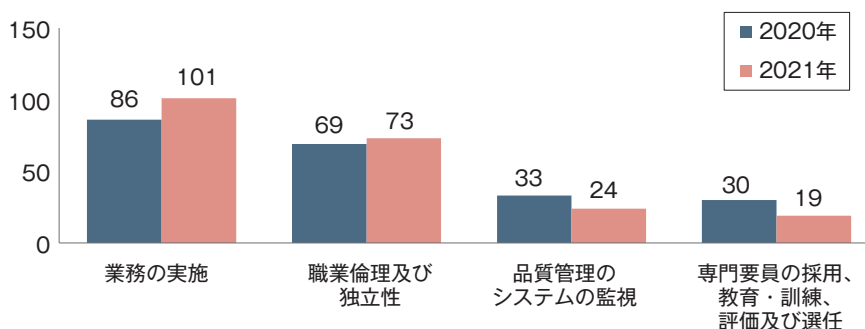
監査監督機関国際フォーラム(以下「IFIAR」といいます。)は、世界各国・地域の監査監督機関から構成された組織であり、2017年4月にIFIARの事務局が東京に開設されています。

IFIARは、加盟している各監督機関が当該国の6大監査事務所のメンバーファームにおける監査事務所及び監査業務の品質管理のシステムの検査で指摘した事項を、2012年以降毎年調査しており、2022年3月25日付けで10回目となる2021年度の調査結果を公表しました。今回の調査は52の加盟監督機関からの報告によるものであり、以下、その調査結果について参考として記載しています。

① 品質管理の検査結果

監査事務所における品質管理については、44の加盟監督機関が142事務所を検査した結果が報告されています。検査で指摘の多い項目は、以下のとおりです。

【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR“Survey of Inspection Findings 2021”pageA-4の表を基に作成

業務の実施においては、指摘数が前年度に比して増加していますが、これは2021年度に新たに追加された項目(監査ファイルの最終的な整理・管理・保存)による影響が大きく、監査チームの監督及び査閲の方針や手続に関する整備及び運用が十分に行われていないという指摘や深度ある審査が実施されていないという指摘が上位に挙がっている点は2020年度と同様です。

職業倫理及び独立性においては、指摘数が前年度に比して微増していますが、特にファーム又はパートナー・ローテーションに関する検討不足に関する指摘が増加しています。

品質管理のシステムの監視においては、指摘数が前年度に比して減少していますが、特に前年度まで上位に上がっていた監査業務の定期的な検証に関する指摘が減少しています。

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する指摘としては、監査事務所の研修計画の遵守や社員の登用と業績評価等に関する指摘が挙がっていますが、その数は前年度に比して減少しています。

② 上場会社(Listed PIEs)の監査業務における品質管理の検査結果

監査業務における品質管理については、42の加盟監督機関が128の監査事務所を対象として上場会社の監査業務計893業務を検査した結果が報告されています。2021年度の調査結果において、上場会社の監査業務を対象とした検査において一つ以上の検査指摘事項があった割合(以下「検査指摘割合」といいます。)の推移は、下表のとおりです。IFIARは、検査指摘割合について、2019年度を基準値として2023年度までに25%削減する目標を設定しています。2020年度は微増でしたが、2021年度においては減少となっています。なお、システム上重要な金融機関(SIFIs)の監査業務を対象とした検査指摘割合は、43% (2020年度調査では52%)でした。

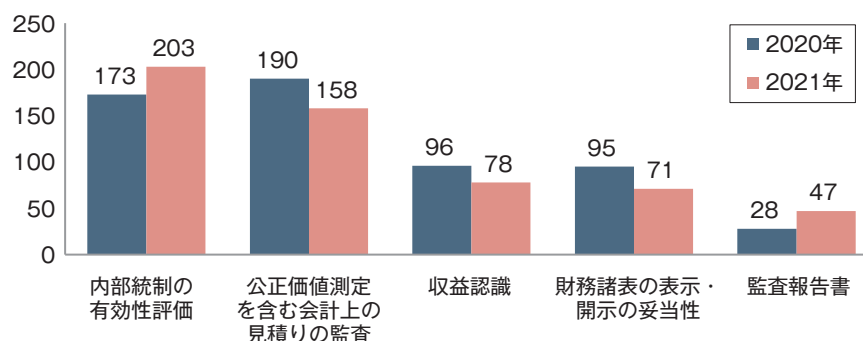
【検査指摘割合の推移】

| 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 42% | 40% | 37% | 33% | 34% | 30% |

(出典) IFIAR “Survey of Inspection Findings 2021” page B-2の表

上場会社の監査業務における品質管理の検査で、指摘数の多い項目は以下のとおりです。

【上場会社の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR “Survey of Inspection Findings 2021”page B-8の表を基に作成

内部統制の有効性評価においては、指摘数は前年度から増加していますが、最も多い指摘は前年度同様で、手作業による統制の信頼性を裏付ける十分な監査証拠を入手していないという指摘であり、経営者によって作成された情報や報告書に対する内部統制の運用評価手続並びにそれら情報の正確性及び網羅性の検証を十分に行っていないという指摘も多く挙がっています。

また、公正価値測定を含む会計上の見積りの監査については、指摘数は前年度から減少していますが、前年度同様、整合性のない監査証拠の検討を含む経営者の仮定の合理性を十分に評価していないという指摘がほぼ半数を占めています。

(3)品質管理レビュー制度に関連する規程の変更

2021年度は、2020年7月から適用が開始された、新制度に基づく品質管理レビュー制度の適用状況を踏まえ、品質管理レビューの実効性の向上に向けた改善を行う目的で、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続の改正、並びに品質管理レビューツールの改廃がありました。

品質管理レビュー基準の改正(2021年5月14日：理事会承認)

- ・品質管理委員会運営細則第5条「改善状況の確認」の範囲との関係性の明確化に係る変更(「Ⅲ. 通常レビュー 3. 改善措置の状況への対応」及び「Ⅳ. 特別レビュー 4. 改善措置の状況への対応」)
- ・監査・規律審査会の審査会長への報告に係る関連規定の新設(「Ⅴ. 監査・規律審査会の審査会長への報告 4.」)

品質管理レビュー手続の改正(2021年5月13日：常務理事会承認)

1. 品質管理レビュー基準と共通の改正項目

- ・品質管理委員会運営細則第5条「改善状況の確認」の範囲との関係性の明確化に係る変更(第120項)
- ・監査・規律審査会の審査会長への報告に係る関連規定の新設(第593-2項、593-3項)

2. 品質管理レビュー手続固有の改正項目

(1) リモートワークの状況下を踏まえた見直し

- ・発見事項記録シートは、監査事務所からPDF を入手するよう規定化(第329項)
- ・審査依頼書を、署名から記名へ変更(第364 項)
- ・レビュー報告書等におけるレビュー実施場所の記載を削除(付録Ⅰ、Ⅳ、Ⅴ)
- ・往査には、リモートによる手続の実施を含むことを明示(第163項)

(2) 業務管理体制の理解について、レビューアーが実施すべき事項として明記(第175項)

(3) 改善状況報告書における監査役等への伝達事項を、「内容」から「伝達状況(実施日)」に変更するとともに、伝達範囲を「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」に限定(第520-3項、付録Ⅶ)

品質管理レビューツールの改定(2021年4月14日、5月19日、6月23日：品質管理委員会承認)

2020年度品質管理レビューの実施状況及び2021年度の品質管理レビューに適用されることとなる当協会の実務指針等を踏まえ、監査事務所プロフィール(QCQ100)、通常レビュー対象会社等一覧表(QCQ200)、品質管理のシステムプロフィール(QCQ300)、監査業務プロフィール(QCQ400)、通常レビュー実施計画手続書(QCP100)、レビュー対象監査業務の選定手続書(QCP200)、品質管理のシステムに関するレビュー手続書(QCP300)、監査業務レビュー手続書(QCP400)、改善状況の確認に係る手続書(QCP500)等を改定しました。

本冊子に対するご意見・ご要望等の連絡先
「品質管理レビューご意見受付窓口」電子メールアドレス
qc-opinion@jicpa.or.jp



日本公認会計士協会